

# 12月3日～9日は障害者週間です ～ともに支え合うまちづくりを目指して～

閩社会福祉係 Tel 74-8103

砂川市の各障害者手帳所持者数(令和5年3月末現在)

- 身体障害者手帳 1,121人 ●療育手帳 268人
- 精神障害者保健福祉手帳 142人

「障害者週間」は、地域社会における共生や差別の禁止、国際的協調について国民に広く関心と理解を深めるとともに、当事者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、さまざまな意識啓発に取り組むための1週間です。

現在、市では障がいのある方とその家族が地域で安心して生活できるまちを目指し、「砂川市第7期総合計画」および「第4次砂川市障がい者計画」に基づき、日常生活や社会生活を支援するためのサービスの支給、医療費の助成など、さまざまな障がい福祉サービスを提供しています。



## ご相談は

相談支援事業所「**地域生活支援センターぽぽろ**」に！

〒073-0161

砂川市西1条北5丁目1-17

Tel: 55-3101 FAX: 55-3102

障害者総合支援法に基づく相談支援事業所として「地域生活支援センターぽぽろ」が設置されており、相談支援専門員が生活全般、病気や服薬、諸制度の利用や住宅・就労などさまざまな相談支援を行っています。

### ◎相談支援

相談支援専門員（社会福祉士、精神保健福祉士）が個別に対応します（ご家族からのご相談もお受けします）。

【利用時間】月～金曜日 9:00～17:00

※土・日曜日、祝日、夜間は留守番電話、FAXまたはメールで受け付け。

### ◎地域活動支援センター（サテライト憩いの場）

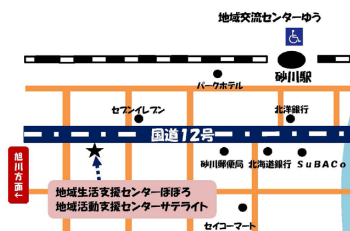
創作的な活動、社会との交流促進など、活動の場を提供することにより社会参加を支援する事業です。

【開設時間】月～金曜日 9:30～15:30

【活動内容】クラフト作業、調理実習、食事会、体操などの軽い運動、ボランティア活動など

### ◎精神障がい者地域生活支援事業（地域移行・定着支援事業）

長期間にわたって精神科病棟に入院し、症状が安定して受入条件が整えば退院可能な方を対象に、地域で生活できるよう本人の希望にそって退院に向けて支援する事業です。また、退院後も安心して暮らせるよう支援を行っています。



## ボランティア活動を通じた社会参加

障がいの特性により、本格的な就労などが難しい場合は、ボランティア活動を通じて社会に参加するという方法もあります。「ボランティアセンター」のコーディネーターが需要と供給のマッチングを行っていますので、「空いた時間で社会参加をしたい」「同じ当事者の助けになりたい」など、活動に興味がある方は下記へお問い合わせください。

閩ボランティアセンター（社会福祉協議会）Tel 55-3101

## ご存じですか？ヘルプマーク

ヘルプマークとは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が身につけることで、周囲の方からの援助や配慮を受けやすくすることを目的としたマークです。

電車・バス内で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなど思いやりのある行動をお願いします。ヘルプマークが必要な方は社会福祉係（1階13番窓口）へお越しくください。



### ◆発達障がい理解促進パネル展

「障害者週間」の関連行事として、発達障がいの特性や支援方法など、発達障がいへの理解の促進を図るため開催します。

●とき 12月18日(月)～22日(金) ●ところ 市役所1階 エントランスホール（正面玄関右手）